

とりまとめの結果について

1. 平成10年度電気事故の概要

本年度の電気事故総件数は、第1表の1に示すとおり電気事業者及び自家用電気工作物設置者を合わせて、11,209件であり、前年度と比べ、3割近く増加している。平成9年度は豪雨及び大きな台風が多く、そのため送電線や高圧配電線において事故件数が増加したことによるものである。

事故を設備別にみると、高圧架空配電線路の事故件数が8,918件と最も多く、全体の約81%を占めており、そのほとんどが供給支障を伴っている。

電気事業者全体でみると、供給支障を伴った事故の総件数は、10,250件であり、これは電気事業者の総事故件数の約91%を占めている。

自家用電気工作物設置者からの波及事故（他社波及事故（再掲））の事故件数は、減少傾向で推移しており、平成10年度も平成9年度の385件に対し、260件と減少している。

2. 電気の供給支障事故

供給支障事故件数及び供給支障事故率（年間需要電力1億kWh当たりの供給支障事故件数）の推移を第2表及び第1図に示す。

平成10年度は豪雨や台風といった災害が例年に比較して多く発生したため、供給支障事故が増加したが、全体的に見れば、年間需要電力量は年々増加する傾向にあるなかで、供給支障事故件数は、減少の傾向にあり、供給支障事故率も減少の傾向にある。

また、自家用電気工作物の損壊、故障、操作ミス等が原因で供給支障事故となったもの（他社波及事故）の件数も漸減傾向にあり、本年の構成比率は約2.3%（前年度約5.2%）となったが、電気の供給支障が社会に与える影響の重大さに鑑み、今後も自家用電気工作物の保護装置の取付けにより電力会社との保護協調を図ることなどを推進するほか、保安管理の一層の徹底が望まれる。

第3表は、供給支障時間別供給支障事故件数を示している。平成10年度は災害により設備の損壊による供給支障事故が増加し、供給支障時間が30分以上の供給支障事故が増加した。それに対し30分未満の供給支障事故件数が横ばいとなっている。

第4表及び第2図に1需要家当たりの停電状況を示す。

事故停電については、年間の停電回数は0.16回、停電時間は20分と増加しており、一方、作業停電については、年間の停電回数は0.04回、停電時間も5分とここ5年ほぼ同じ値となっている。

3. 電力設備の損壊事故

電力設備の損壊事故件数及びその事故率を第5表に、原因別事故率の推移を第3図に示す。平成10年度は自然災害による事故率が非常に高い。これは、豪雨及び台風の災害による被害が例年に比べ大きかった異による。

以下に、設備毎の事故原因分析内容を示す。

水力発電所は、平成2、3、5、7年度及び平成10年度に、勢力の大きな台風及豪雨等による水害によって事故件数、事故率ともに増加している。これは、水力発電所が自然現象による影響に非常に左右されやすい設備であることを示す結果となっている。

火力発電所は、事故率の推移に顕著な傾向は認められないものの、依然として設備不備、保守不備によるものが多い。平成6年度は自然現象によるものが増加しているが、これは阪神・淡路大震災による設備被害によるものである。

原子力発電所は、事故件数、事故率ともにほぼ横ばいである。

事故原因は、原子力設備については設備不備、保守不備によるものが多くを占めているが、これらの事故・故障等で原子力の安全性の基本に係るものはなく、また、周辺環境への放射能の影響もなかった。

架空送電線路、高圧架空配電線及び変電所は台風や豪雨といった自然現象により影響を受けやすい設備であり、台風及び豪雨といった自然災害が原因の事故が増加したため、事故件数、事故率が増加した。

送電設備が被害を受ける原因のうち氷雪については、昭和61年3月に発生した雪害事故に鑑み、架空送電線路の耐雪強化対策を行っており、また、平成3年9月に発生した台風19号による塩害事

故に鑑み、同様に塩害対策を行っている。

地中送電線路及び地中高圧配電線路は、事故件数及び事故率とも全体的には横ばい傾向にある。原因としては、自然現象（地震を除く。）による影響は少ないが、保守不備並びに作業者及び公衆の故意・過失による事故の割合が大きい。

4. 感電死傷事故

感電死傷事故は、第6表、第7表及び第4図に示すとおり、公衆及び作業者計で、事故件数では125件、被害者数では125名となっている。

事故件数を公衆、作業者別にみると、公衆は39件、作業者は86件となっている。

(1) 公衆の感電死傷事故

公衆の感電被害者数についてみると、第5図に示すとおり、被害原因として最も多いのは被害者の過失によるもので、公衆被害者全体の約60%を占めている。また、第三者の過失が約12.5%と、この2つで全体の約72.5%を占めており、ヒューマンエラーが原因の大半を占めている。

また、第6-1図に原因別の公衆感電被害者数の推移を示す。被害者の過失に起因する割合が約半数を占めることを述べたが、被害者数はここ数年ほぼ横這い傾向を示している。

電気事業者にとっては、第7表に示すとおり、架空送電線及び架空配電線路の事故が大半を占めている。原因としては、クレーン車での作業中におけるトロリー線への接触、クレーン車のブーム等を電線に接触させたもの等がみられる。

一方、自家用電気工作物設置者においては、需要設備において発生した感電（自殺によるものを除く）が多く、全23件中18件が需要設備にて発生している。さらに18件のうち11件が低圧の配線及び機器で発生していることから、防止対策としては、裸充電部分を極力なくすほか、漏電遮断器の設置の普及等が望まれる。

(2) 作業者の感電死傷事故

作業者の感電被害者数の原因別内訳をみると、第5図に示すとおり、最も多いのは被害者の過失で作業者事故全体の約47.2%を占めており、作業方法不良が約28.1%と、この2つで全体の約75%を占めている。

感電死傷事故を発生箇所別にみると、第7表に示すとおり、電気事業者においては、最も多いのは高圧架空配電線路の8件で、電気事業者の作業者事故の約40%を占めている。

自家用電気工作物設置者においては、最も多いのが需要設備の高圧機器で35件で全体の、約54%を占めている。

作業者の事故は公衆の事故に比べて件数が約2倍と多い傾向を示している。これは連絡不十分、工具防具不十分、検電、接地の不備等作業実施に際しての配慮不十分に起因するものが大半であることから、これらの防止対策としては、作業内容、作業手順についての打合わせの徹底、複数名による作業の励行、安全作業教育の強化が望まれる。

5. 電気火災事故

第8表及び第7図に電気火災事故の推移を示す。原因としては、過負荷による電線の過熱や、機器・電線における接続端子の事故等、設備不備及び保守不完全によるものが非常に多い。

一般用電気工作物では、100V配線・機器における火災が圧倒的に多く、原因としては、設備不備及び保守不備に起因するものが多い。内容としては、過負荷・長時間使用により配線のビニルコードが加熱し発火したもの、又は損傷短絡し、そのスパークで付近の可燃物に引火し火災となったもの等がみられる。

これらの防止対策としては、設備不備の防止を図り、保守に万全を期するとともに、屋内電路の引入口の近くに漏電遮断器の取付けを推進することが望まれる。

また、自家用電気工作物については、100V、200V配線・機器におけるものがほとんどである。内容としては、実験設備の電気制御盤内の主電源ケーブルの端子盤部分で地絡短絡により発火し、可燃物に引火し火災となったもの等がみられる。これらの防止対策としては、前述の対策の他に、機器の保守、点検の一層の強化が必要である。

電気火災事故防止を推進するためには、機械器具取扱者の指導訓練、電気工事業者の技術向上を図るとともに、事業場における安全管理の徹底を図る必要がある。

一般公衆については、電気工作物の無断加工による事故が絶えないことから、十分なPRを多方

面から行う必要がある。

なお、本統計における電気火災とは、漏電、短絡、せん絡等電気工作物の欠陥が原因で、建造物や山林等に火災が発生したものをいい、電気アイロンの切り忘れ等電気器具の取扱不注意から発火したものは含まれない。

